

【令和6年度当初】

漁業経営体質強化機器設備導入支援事業

【予算措置額：420百万円】

【事業の概要】

・高収益・環境対応型漁業として、福島県に加え近隣県における迅速かつ効率的な漁業の再建及び発展を図るため、生産性向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器設備の導入を支援します。

【支援対象者】

・原則5名以上で構成された同一県内の漁業者グループ。グループの構成は同一地域に住所を有する、もしくは、同一の漁業種類を営み、同一漁場で操業していること等グループを構成するための合理的な事由があること。

・青森県、岩手県、宮城県、茨城県又は千葉県に住所を有する漁業者グループは、養殖業者又は総トン数20トン未満の漁船で操業する漁船漁業者であり、申請時の直近年の水揚金額又は水揚量が震災前の直近年の水揚金額又は水揚量を下回っていること。

【支援対象経費】

・所得の維持向上を図るために必要な生産性向上もしくは、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の購入経費（設置費含む）

補助率：1／2以内（税抜本体価格）

【事業の流れ】

① 漁業者グループによる交付申請書及び漁業用機器設備導入計画の策定

↓ 申請

② 事業実施主体による審査・調整

↓ 計画承認、交付決定

③ 漁業者グループによる機器の導入

↓ 実績報告

④ 事業実施主体から漁業者グループへの助成金の交付

↓ 漁業所得の状況報告

⑤ 漁業者グループから事業実施主体に対し、漁業所得の状況報告報告（5年間）

対象導入機器の考え方

導入機器の検討に当たっては、次の例をご参考にしてください。

1. 対象導入機器（例）

- ・ 船内機、船外機、船内外機
- ・ L E D集魚灯
- ・ 海水冷却装置
- ・ 乾燥機（海苔・昆布）
- ・ ホタテ貝籠洗浄機
- ・ イカ釣り機
- ・ 揚網機（ネットローラー）
- ・ 魚群探知機
- ・ 漁業用ソナー
- ・ 船舶用クレーン
- ・ 潮流計
- ・ 噴流式ホッキポンプ
- ・ 油圧ポンプ



2. 非対象の導入機器（例）

- ・ サイドスラスタ
- ・ 運搬車
- ・ レーダー
- ・ G P Sプロッター